



鳥取県公報

平成 22 年 2 月 23 日 (火)
第 8 1 7 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	都市計画の変更 (80) (景観まちづくり課)	2
	生産出荷近代化計画の変更 (81) (生産振興課)	2
	県営土地改良事業の工事の完了 (82) (西部総合事務所農林局)	2
◇ 公 告	警備業法に基づく検定の実施 (3 件) (警察本部生活安全企画課)	3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (教育委員会教育環境課)	6

告 示

鳥取県告示第80号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成22年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線
3・4・1号牧谷新井線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

追加する部分

岩美郡岩美町大字陸上、大字小羽尾、大字牧谷、大字浦富及び大字本庄

(2) 岩美都市計画道路3・4・1号牧谷新井線

変更する部分

岩美郡岩美町大字牧谷、大字浦富及び大字新井

鳥取県告示第81号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次のとおり変更したので、同法第9条第1項の規定により告示する。

平成22年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取いなば	秋冬ねぎ
広留野	夏だいこん

（「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部生産振興課に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第82号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年2月23日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業西坪地区	平成17年3月24日

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年2月23日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
雑踏警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成22年5月25日（火）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成22年5月28日（金）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷者等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であること。
 - (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間
平成22年4月5日（月）から同月9日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
 - (4) 雑踏誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面
 - (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、13,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 - (2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年2月23日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験
平成22年7月1日（木）午前9時30分から午前11時まで
 - (2) 実技試験
平成22年8月10日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

- (2) 実技試験
- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
- イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
- 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
- 平成22年4月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
- 次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
- なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
- 検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
- 検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年
国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成22年2月23日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
- 交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時
- (1) 学科試験
- 平成22年7月1日（木）午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
- 平成22年7月24日（土）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所
- 鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

- 4 受検定員
30名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成22年4月19日（月）から同月23日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年2月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 県立学校教育用パソコン等賃貸借（7校分） 一式
- | | | |
|---|--------------------|------|
| ア | デスクトップ型パーソナルコンピュータ | 241台 |
| イ | ノート型パーソナルコンピュータ | 23台 |
| ウ | 中間モニタ | 19台 |
| エ | 天井吊下げ型プロジェクタ | 7台 |
| オ | A3カラーレーザープリンタ | 6台 |
| カ | A3モノクロレーザープリンタ | 9台 |
| キ | A4カラーレーザープリンタ | 1台 |
| ク | A4スキャナ | 8台 |
| ケ | 点字ディスプレイ | 2台 |
| コ | L2スイッチ16ポート | 6台 |
| サ | L2スイッチ8ポート | 50台 |
| シ | ソフトウェア、ライセンス等 | 一式 |
- 2 契約方式 随意契約
- 3 契約日 平成22年1月21日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 富士通リース株式会社中国支店
広島県広島市南区段原南一丁目3-53
- 5 契約金額 74,838,330円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随意契約による理由 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県教育委員会事務局教育環境課
鳥取市東町一丁目271